

カードローンを巡るノンバンクと地域銀行の動向

研究員 岡山正雄

1 はじめに

カードローンは銀行やノンバンクが提供している主要な個人向けローン商品の一つである。2010年に改正貸金業法が完全施行され、ノンバンクの個人向けローンが総量規制の対象となるなか、ノンバンクと銀行双方の営業戦略に違いが出てきた。以下では、昨今のカードローンを巡るノンバンクと地域銀行の動向について述べる。

2 カードローンの特徴

カードローンは無目的、無担保ローンの一種である。ただ、他の個人向けローン商品と異なり、一度貸出審査に通った後、有効期限内であれば設定された貸出枠の範囲内でも何度でも、発行されるローンカードを用いて借入が可能である。また原則的には定期返済に加えて随時返済も可能な場合が多く、個人向けローン商品の中では、自由度の高い商品である。

このようなカードローンは銀行のほか、ノンバンクでも提供されている。しかしながらノンバンクには貸金業法が適用され、総量規制の対象となる一方、銀行等金融機関のカードローンは対象外である点^(注1)が異なる。このほか、資金調達方法や貸倒リスクの負担方法にも違いが見られ、同じカードローンでありつつも、両者の商品性や戦略には異なる点がある^(注2)。

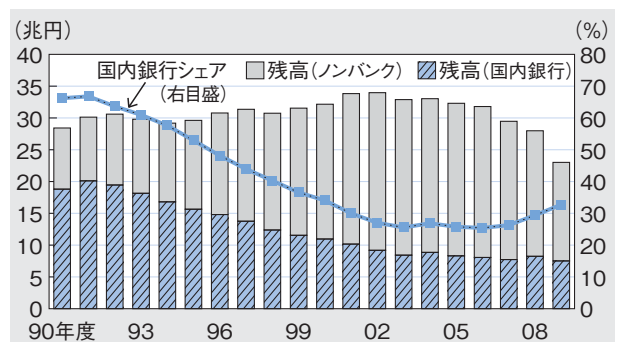
3 個人向けローン残高の推移

第1図には昨今の銀行とノンバンクの個人向けローン残高の推移を示した。90年代に銀行が不良債権処理で個人向けローンを減少させるなか、ノンバンクでは無人店舗の設置やイメージ転換を図る効果的な広告戦略の実施により、残高を大幅に伸ばし、2000年代初めには20兆円を超える残高となっていた。

しかしながら、貸金業法のみなし弁済規定にかかる法的解釈が変更されると、過払い金返還請求の訴訟が相次いだ。加えて06年になると改正貸金業法が段階施行されていき、10年6月の総量規制と上限金利引下げをもって完全施行されると、ノンバンクは順次、審査基準を厳格化し、顧客の厳選を図るようになった。

一方、銀行はみなし弁済規定が従来から適用されなかったうえ、貸出金利も利息制限法の上限以下だったため、ノンバンクのように大きな影響を受けず、個人ローン残高の減少は続いているものの、残高のシェアは拡大している。

第1図 個人向けローン残高の推移



資料 日本銀行「資金循環統計」から筆者作成
 (注) 国内銀行の個人向けローンは住宅ローンを除く。

4 ノンバンクの戦略

ノンバンクでは、業務の縮小が続いている。10年度のノンバンク大手3社合算値を見ると、売上高にあたる営業収益は6,292億円(前年比△24.7%)、当期純利益△3,306億円と依然厳しい経営を余儀なくされている。この要因は3で述べたことに加え、大手1社が経営破綻し、過払い金返還請求が他社にも及んだことが大きい。ただ、大手3社では返還請求の山場は過ぎ、改正貸金業法対応も済んだことから、11年度以降、ビジネスモデル転換を図って、業務拡大に転じようとする動きが見られる。すでにA社では地域銀行と保証業務で提携を拡大し、地方部の顧客取り込みを図るほか、Webチャネルによる若年層の取り込み、コールセンターを活用した既存優良顧客への追加貸出推進を実施している。この結果、10年度下期には成約率が横ばいの方で貸出申込者数は増加に転じている。

5 地域銀行の対応

ノンバンクが法的対応に追われるなか、銀行は個人ローンのシェア拡大を図ろうとしている。特に地域銀行を見ると、都市銀行ではカバーできないような地域特性を考慮した商品や、きめ細やかな独自戦略により残高拡大を図る動きが見られる。

現在、契約手続において来店が必要なカードローンは105行中55行が取り扱う一方、非対面で契約手続が完了するカードローンは48行

が取り扱っている。個別行の動きをみると、B銀行では、Web活用頻度の高い若年層を取り込むために、来店不要でローンの契約手続が完了するようカードローンの商品性を改めた。これにより11年度は住宅ローンと合わせて個人ローン残高を15%以上伸ばす計画である。

またC銀行では給与振込指定者や住宅ローン利用者と言った優良顧客を対象に、優遇金利のカードローンの取扱いを開始した。同様の戦略をとるような地域銀行は29行と一定程度見られる。

このほか、地域銀行では都市銀行とは異なり、複数種類のカードローンを取りそろえているのが一般的だが、D行では7種類のカードローンを取り扱い、あらゆる個人顧客の貸出ニーズに込んでいる。この結果、10年度の個人ローン残高(住宅ローン除く)は前期比1.6%増と堅調に推移している。

6 おわりに

地域銀行では個人向けリテール戦略を重点的に行うなかで、個人向けローンにも注力し始めている。その中でカードローンを推進する地域銀行も見られるが、ノンバンクが提供しているような即日融資可能なカードローンは21行しか取り扱っておらず、利便性ではノンバンクに劣る。今後ノンバンクが攻勢に転じてくるなか、地域銀行がどのように差別化を図り、個人向けローン市場でシェア向上を目指すのか、各行の独自性が求められている。

<参考文献>

・岡山正雄(2011)「地域銀行のカードローンの特徴と課題」『金融市場』5月号

(注1)銀行も金融庁から10年3月に出された「主要行等向けの総合的な監督指針」で個人への過剰な貸付をしないよう求められている。

(注2)詳細は岡山(2011)参照。

(おかやま まさお)